

議案第48号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成18年5月11日

三朝町長 吉田秀光

大東田井 長 三 夫 伊 藤 三 夫

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

三朝町長 吉田秀光

平成18年5月11日 原案承認

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

第 1 条 三朝町税条例(昭和 45 年三朝町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する当該移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線に囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に <u>168,000 円</u>を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節に</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に <u>176,000 円</u>を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において</p>

において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 <u>資本金等の額</u> (<u>法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額</u> (<u>保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社</u> にあっては、 <u>令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額</u>)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(<u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)</u> で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給	略

同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 <u>資本等の金額</u> (<u>資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額</u> (<u>保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社</u> にあっては、 <u>令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額</u>)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(<u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)</u> で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)	略

はすけ員計ま者いえ 又受役合号業と超え 与をるの8「従 賞質給れ数第「計 は性支さのからて くののと)かお計 しら与とむ(次お合 若れ給こ含(次おの 料こるるを数で数うもの	
2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
3 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	略
4 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
5 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	略
6 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
7 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	略
8 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
9 略	略

3 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げ

の数の合計数(次号か の第8号までの合計 「従業員」というの えらるもの	
2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	略
4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
5 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	略
6 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
7 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	略
8 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	略
9 略	略

3 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げ

る者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄付金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得割の税率)

第34条の3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

2 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.3とする。

る者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄付金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得割の税率)

第34条の3 所得割は、次の表の左欄に掲げる金額の区分により課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の左欄に掲げる金額の区分により課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によって課する。

200万円以下の金額	100分の3
200万円を超える金額	100分の8
700万円を超える金額	100分の12

2 略

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第34条の4 前年において、法第314条の4に規定する変動所得(以下本条において「変動所得」という。)の金額(前年前

2年以内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年前2年以内に生じた変動所得の金額の合計額の2分の1を超える場合の変動所得の金額に限る。)及び同条に規定する臨時所得の金額の合計額が総所得金額の100分の20以上である場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)に法第317条の2第1項第6号に掲げる事項の記載があるとき(当該申告書の提出がなかった場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかった場合において、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについて、やむを得ない事情があると町長が認めるときを含む。)は、当該総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によって計算した金額によらず、所得税法第90条の規定の例によって計算した金額による。

(法人税割の税率)

第34条の6 法人税割の税率は、100分の12.3とする。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第

314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。）の 100 分の 3 に相当する金額

ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

(外国税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第 314 条の 7 及び令第 48 条の 9 の 2 に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 34 条の 8 所得割の納税義務者が、第 33 条第 4 項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項の申告書

(外国税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第 314 条の 7 及び令第 48 条の 9 の 2 に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 3 及び第 34 条の 4 の規定を適用した場合の所得割額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 34 条の 8 所得割の納税義務者が、第 33 条第 4 項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項の申告書に記載し

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、

た特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかつた金額を加えた金額)を、第34条の3、第34条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該控除しきれなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、前項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該者の未納に係る徴収金に充当する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、

3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄付金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2~5 略

6 町長は、町民税の賦課徴収については必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収

3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄付金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2~5 略

6 町長は、町民税の賦課徴収については必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項又は第3項の規定により前年の給与所得又は公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7及び8 略

(町民税の減免)

第51条 町長は次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。

(1)～(3) 略

(4) 民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人

(5) 略

2及び3 略

(分離課税に係る所得割の税率)

第53条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。こ

7及び8 略

(町民税の減免)

第51条 町長は次の各号の1に該当する者のうち町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。

(1)～(3) 略

(4) 民法第34条の公益法人

(5) 略

2及び3 略

(分離課税に係る所得割の税率)

第53条の4 分離課税に係る所得割の額は、前条第1項の退職所得の金額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

200万円以下の金額	100分の3
200万円を超える金額	100分の8
700万円を超える金額	100分の12

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の8までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この

の場合において、当該固定資産が同項第 10 号から第 10 号の 7 までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所属に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第 59 条 法第 348 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 10 号の 7 まで、第 11 号の 3、第 11 号の 4 又は第 12 号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(固定資産税の課税標準)

第 61 条 略

2～8 略

9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 74 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対し

場合において、当該固定資産が同項第 10 号から第 10 号の 8 までに規定する事業又は施設(以下本条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所属に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第 59 条 法第 348 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 10 号の 8 まで、第 11 号の 3、第 11 号の 4 又は第 12 号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(固定資産税の課税標準)

第 61 条 略

2～8 略

9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下本条及び第 74 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項までの規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。)に対して課

て課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,064円とする。

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第5条第2項」とする。

する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき2,743円とする。

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5条第2項」とする。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第 6 条 所得割の納税義務者の平成 17 年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第 3 項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第 34 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前 3 年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の年に生じた法附則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年 12 月 31 日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する買換資産に係る同項第 4 号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第 6 条 所得割の納税義務者の平成 17 年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条第 4 項第 1 号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第 3 号までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段及び第 3 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前 3 年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の年に生じた法附則第 4 条第 4 項第 2 号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年 12 月 31 日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する買換資産に係る同項第 4 号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)で

告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3千万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。

4 略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 略

あって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3千万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。

4 略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税

第 5 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第 34 条第 4 項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 3 千万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。

4 略

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 36 条の 2 第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 6 条の 2 第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書」とする。

(2) 略

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第 6 条の 3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 3 第 4 項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の

の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 3 千万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。

4 略

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 36 条の 2 第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第 6 条の 2 第 3 項に規定する通算後譲渡損失」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書」とする。

(2) 略

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第 6 条の 3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 3 第 3 項により準用される同条第 1 項に規定する阪神・淡

金額については、平成 6 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成 8 年度分以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成 8 年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。

3 略

(個人の町民税の配当控除)

第 7 条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第 5 条第 3 項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「前 2 条」とあるのは、「前 2 条並びに附則第 7 条第 1 項」とする。

路大震災により受けた損失の金額については、平成 6 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、本条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成 8 年度分以後の年度分の町民税に係る本条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 7 第 1 項において準用する第 7 条の 13 第 1 項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成 8 年度以後の年度分の町民税に係る本条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。

3 略

(個人の町民税の配当控除)

第 7 条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第 5 条第 3 項に規定する配当所得(利息の配当を除く。)があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 4 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 7 条第 1 項」とする。

第7条の2 削除

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)

第7条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の町民税に係る第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「100分の68」とあるのは、「3分の2」とする。

町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- (1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額
- (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、附則第7条第1項及び前条第1項の規定により計算した所

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の4まで、第34条の7及び附則第7条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- (1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の1を乗じて計算した金額
- (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の4まで、第34条の7及び附則第7条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

得割の額に相当する金額

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第8条第2項」とする。
(町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8条第2項」とする。
(町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第9条 第53条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。

- 2 第53条の8第1項又は第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号又は第2項中「その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、附則第9条第1項の規定を適用して算定される第53条の4の金額の範囲内で定める別表に掲げる税額」と、同条第1項第2号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表に掲げる税額を求め、その税額」とする。

- 3 第53条の12第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「その年中における退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 2 略

2 略

3 法附則第 16 条第 6 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 31 条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第 41 条第 1 項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

控除額を控除した残額に应ずる別表に掲げる税額」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 2 略

2 略

3 法附則第 16 条第 6 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号)第 3 条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第 12 条第 1 項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 家屋の敷地の面積

4 法附則第 16 条第 7 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 31 条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第 41 条第 1 項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 法附則第 16 条第 7 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 23 項の規定により読み替えて適用される同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

5 法附則第 16 条第 8 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 25 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべ

(1)～(3) 略

5 法附則第 16 条第 8 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 24 項の規定により読み替えて適用される同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべ

き申告等)

第 10 条の 3 法附則第 16 条の 2 第 10 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条の 2 第 13 項第 1 号に掲げる書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日(法附則第 16 条第 1 項、第 2 項又は第 5 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第 1 項第 3 号、第 2 項第 3 号又は第 3 項第 3 号に掲げる事項)

(4)～(6) 略

2 略

(土地に対して課する平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 住宅用地 法附則第 17 条第 3 号

(4) 商業地等 法附則第 17 条第 4 号

(5) 負担水準 法附則第 17 条第 8 号
イ

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額法附則第 18 条第 7 項(附則第 13 条の場合にあつては、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条

き申告等)

第 10 条の 3 法附則第 16 条の 2 第 10 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条の 2 第 13 項第 1 号に掲げる書類(法附則第 16 条第 6 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第 2 項に規定する書類を含む。)を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日(法附則第 16 条第 1 項、第 2 項、第 5 項又は第 6 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第 1 項第 3 号、第 2 項第 3 号又は第 3 項第 3 号に掲げる事項)

(4)～(6) 略

2 略

(土地に対して課する平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 負担水準 法附則第 17 条第 6 号イ

(4) 前年度分の固定資産税の課税標準額法附則第 18 条第 2 項(附則第 13 条の場合にあつては、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第

第7項)

(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成19年度分又は平成20年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地であって、平成20年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の

2項)

(平成16年度又は平成17年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成16年度分又は平成17年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成16年度適用土地又は平成16年度類似適用土地であって、平成17年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分

当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.4 以上のもの	1.025
0.3 以上 0.4 未満のもの	1.05
0.2 以上 0.3 未満のもの	1.075
0.1 以上 0.2 未満のもの	1.1
0.1 未満のもの	1.15

2 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が 0.8 以上のものに対する前項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。

となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合においては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合においては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年

- 3 商業地等(法附則第18条第4項に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上のものに対する第1項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。

度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附

則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第 12 条の 2 削除

（農地に対して課する平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額に

第 12 条の 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

これらの規定に定める率を乗じて得た額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第 13 条の 3 削除

となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(価格が著しく下落した土地に対して課する平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条の 3 平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地(法附則第 20 条に規定する宅地評価土地をいう。)のうち当該宅地評価土地の当該年度の価格下落率(法附則第 20 条各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める数値を一から減じて得た数値をいう。)が 0.15 以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が 0.5(当該宅地評価土地が小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。)である場合にあつては 0.55 とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては、0.45 とする。)以上であるもののうち附則第 12 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 12 条の 2 の規定の適用を受ける土地以外の土地に対する附則第 12 条又は第 13 条の規定の適用については、附則第 12 条第 1 項の表中「1.025」とあるのは、「1」とし、附則第 13 条の

表中「1.025」とあり、「1.05」とあり、「1.075」とあり、及び「1.1」とあるのは、「1」とする。

(免税点の適用に関する特例)

第 14 条 附則第 12 条、第 13 条又は第 13 条の 2 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 63 条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第 12 条又は第 13 条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第 13 条の 2 の規定の適用を受ける市街化区域農地(同条第 2 項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第 1 項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条の 2 附則第 12 条第 1 項から第 6 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 6 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

(免税点の適用に関する特例)

第 14 条 附則第 12 条、第 12 条の 2、第 13 条又は第 13 条の 2 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 63 条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第 12 条、第 12 条の 2又は第 13 条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第 13 条の 2 の規定の適用を受ける市街化区域農地(同条第 2 項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第 1 項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条の 2 附則第 12 条第 1 項の規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3 略

4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第 8 条の 5 第 1 項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。

2 附則第 12 条の 2 の規定の適用がある商業地等(附則第 12 条第 3 項に規定する商業地等をいうものとし、法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある商業地等を除く。)に対して課する平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条の 2 に規定する課税標準となるべき額」とする。

3 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

4 略

5 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第 8 条の 5 第 1 項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。

(1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第 17 条第 4 号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。)当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1.428 を乗じて得た額

(2) 略

5 法附則第 31 条の 3 第 3 項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 1 号(第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の 3 分の 1 に相当する額」とする。

(たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 平成 18 年 7 月 1 日以後に第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 3,298 円とする。

2 平成 18 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 1,564 円とする。

3 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 28 条

(1) 宅地評価土地(法附則第 20 条に規定する宅地評価土地をいう。以下同じ。)当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1.428 を乗じて得た額

(2) 略

6 法附則第 31 条の 3 第 4 項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 1 号(第 1 項又は第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の 3 分の 1 に相当する額」とする。

(たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 平成 15 年 7 月 1 日以後に第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,977 円とする。

2 平成 15 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 1,412 円とする。

3 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 28 条の 4

の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の7.2に相当する金額

(2) 略

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 略

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附

第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の9に相当する金額

(2) 略

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第2項に規定するものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 略

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第

則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

- 4 第 1 項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第 33 条の 3 第 8 項に規定するものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所

16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

- (5) 附則第 21 条第 4 項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

- 4 第 1 項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第 33 条の 3 第 4 項に規定するものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3.4 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 略

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 略

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 21 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の起因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。)以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が 2 千万円以下である場合当該課税長期譲渡所得金額の 100 分の 2.4 に相当する金額
 - (2) 課税長期譲渡所得金額が 2 千万円を超える場合次に掲げる金額の合計額
 - ア 48 万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から 2 千万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額
- 2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 21 年度までの各年度分の個人の町民税

の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 21 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の起因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下本条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。)以下本条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が 2 千万円以下である場合当該課税長期譲渡所得金額の 100 分の 2.7 に相当する金額
 - (2) 課税長期譲渡所得金額が 2 千万円を超える場合次に掲げる金額の合計額
 - ア 54 万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から 2 千万円を控除した金額の 100 分の 3.4 に相当する金額
- 2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 21 年度までの各年度分の個人の町民税に限

に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の起因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

- 3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5 から第 37 条まで、第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 4 までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

- 第 17 条の 3 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、

り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の起因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 2 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 7 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

- 3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5 から第 37 条まで、第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで、第 37 条の 9 の 2 又は第 37 条の 9 の 3 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

- 第 17 条の 3 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則

附則第 17 条第 1 項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の 100 分の 2.4 に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 144 万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額

2 略

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第 18 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 32 条第 1 項に規定する譲渡所得(同条第 2 項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 5 項第 1 号

第 17 条第 1 項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の 100 分の 2.7 に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 162 万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 100 分の 3.4 に相当する金額

2 略

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第 18 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 32 条第 1 項に規定する譲渡所得(同条第 2 項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 5 項において準用する附則第

- の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
- 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
- 3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。
- 4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。
- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 17条第3項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の6に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
- 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
- 3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第3項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分6」とあるのは、「100分の3.4」とする。
- 4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第35条第3項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。
- 5 附則第17条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「附則第17条第1項」とあるのは「附則第18条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条

第1項」と読み替えるものとする。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲

に係る譲渡所得等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 6 項に定めるところにより計算した金額(当該町民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第 33 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第 19 条の 3 において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

渡所得等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 1 項に定めるところにより計算した金額(以下この項及び次項並びに附則第 19 条の 3 において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第 4 項第 1 号の規定により適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3.4 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

3 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時まで

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 略

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式が価値を失った場合の

提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第3項」とする。

(3) 略

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式が価値を失った場合の株

株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第 19 条の 2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 20 項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座(その者が 2 以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第 18 条の 2 第 2 項で定めるものを含む。以下この項において同じ。)をした場合には、令附則第 18 条の 2 第 6 項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを

株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第 19 条の 2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第 18 条の 2 第 1 項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規定を適用する。

2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座(その者が 2 以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第 18 条の 2 第 2 項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第 19 条の 4 において同じ。)をした場合には、令附則第 18 条の 2 第 3 項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分し

区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例)

- 第19条の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第2項第1号の規定により適用さ

て、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例)

- 第19条の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第1項から第3項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(同条第4項第1号の規定により適用される第34条の2

れる第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の1.8に相当する額とする。

(特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例)

第19条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第19条の5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第8項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の町民税につ

の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の2に相当する額とする。

(特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例)

第19条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第1項及び第2項に定めるところにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第19条の5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書(そ

いて連続してこれらの申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における附則第 19 条第 1 項及び附則第 19 条の 3 の規定の適用については、附則第 19 条第 1 項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第 19 条の 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)と、附則第 19 条の 3 中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第 19 条の 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

3 及び 4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

- 第 20 条 租税特別措置法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第 35 条の 3 第 11 項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第 18 条の 6 第 22 項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 1 項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損

の提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における附則第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び附則第 19 条の 3 の規定の適用については、附則第 19 条第 1 項及び附則第 19 条の 3 中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第 19 条の 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)とする。

3 及び 4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

- 第 20 条 租税特別措置法第 37 条の 13 第 1 項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下本条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下本条において同じ。)により取得(法附則第 35 条の 3 第 1 項に規定する取得をいう。以下本条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第 18 条の 6 第 1 項に規定する者を除く。以下本条において同じ。)について、租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 1 項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲

失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第 35 条の 3 第 11 項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の各年に生じた法附則第 35 条の 3 第 14 項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(第 5 項において準用する同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における

げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第 35 条の 3 第 1 項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、本条例の規定を適用する。

2 略

3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の各年に生じた法附則第 35 条の 3 第 4 項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(第 5 項において準用する同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における

附則第 19 条第 1 項及び附則第 19 条の 3 の規定の適用については、附則第 19 条第 1 項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額(附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」と、附則第 19 条の 3 中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額(附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5 及び 6 略

7 特定株式を平成 12 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(法附則第 35 条の 3 第 8 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第 18 条の 6 第 35 項に定める期間が 3 年を超える場合に限る。)をした場合における附則第 19 条第 1 項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 6 第 36 項に定めるところにより計算した金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。

8 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 41 条の 14 第 1 項に規定する事業所得又は

附則第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び附則第 19 条の 3 の規定の適用については、附則第 19 条第 1 項及び附則第 19 条の 3 中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5 及び 6 略

7 特定株式を平成 12 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(法附則第 35 条の 3 第 8 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第 18 条の 6 第 13 項に定める期間が 3 年を超える場合に限る。)をした場合における附則第 19 条第 1 項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 6 第 14 項に定めるところにより計算した金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。

8 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 41 条の 14 第 1 項に規定する事業所得又は雑所

雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 7 に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 略

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 7 に定めるところにより計算した金額(以下本項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第 1 号の規定により適用される第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3.4 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 略

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第 21 条第 4 項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあ

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第 20 条の 3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の各年に生じた法附則第 35 条の 4 の 2 第 8 項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(第 3 項において準用する同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出された場合を含む。)を提出しているときに限り、前条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2~4 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 4 所得割の納税義務者が支払

るのは、「除く。）」の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第 20 条の 3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の各年に生じた法附則第 35 条の 4 の 2 第 2 項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(第 3 項において準用する同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2~4 略

を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）

第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）

に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第

20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号

の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) に 100 分の 5 (平成 20 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきもの
にあつては、100 分の 3) の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68
(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2) を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3.4 (同日までに支払を受けるべきもの
にあつては、100 分の 2) の税率) を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に
係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の
属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時
までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長がみとめるときを含む。)に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合

の所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 3 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 8 第 1 項中「第 33 条第 4 項」とあるのは「附則第 20 条の 4 第 4 項」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 3 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第 21 条第 4 項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第 20 条の 4 第 3 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 34 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する

年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、「法第 37 条の 3」とあるのは「租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 3」とする。

（個人の町民税の負担軽減に係る特例）

第 21 条 法附則第 40 条第 1 項に規定する抜本的な見直しを行うまでの間、次項から第 4 項までに定めるところにより、個人の町民税の特例措置を講ずる。

2 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「及び第 3 項から第 12 項まで」とあるのは、「第 3 項から第 12 項まで及び法附則第 40 条第 2 項から第 4 項まで」とする。

3 平成 11 年度以後の各年度分の個人の町民税に係る第 34 条の 3 第 1 項及び第

53 条の 4 並びに別表の規定の適用については、第 34 条の 3 第 1 項の表及び第 53 条の 4 の表中「100 分の 12」とあるのは「100 分の 10」と、附則別表第 3 中「5.4%を乗じて算出した金額から 396,900 円を控除した金額」とあるのは「4.5%を乗じて算出した金額から 216,000 円を控除した金額」とする。

- 4 平成 11 年度以後の各年度分の町民税について、法附則第 40 条第 8 項及び第 9 項に規定するところにより控除すべき町民税に係る定率による税額控除の額を、第 34 条の 3 及び第 34 条の 4 の規定を適用した場合の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。この場合における第 34 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 21 条第 4 項」とする。

別表(附則第 9 条関係)

退職所得に係る町民税の特別徴収税額表

略

第 2 条 三朝町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の町民税の課税の特例) 第 20 条の 4 略</p>	<p>附 則 (条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の町民税の課税の特例) 第 20 条の 4 略</p>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3)及び(4) 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3（同日までに支払

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(3)及び(4) 略

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受け

を受けるべきものにあつては、100分の1.8の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3)及び(4) 略

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書

る場合には、100分の3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3)及び(4) 略

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)

を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第95条の改正及び附則第16条の2の改正並びに附則第5条の規定
平成18年7月1日
- (2) 第1条中第57条及び第59条の改正
平成18年10月1日
- (3) 第1条中第36条の2第6項及び第53条の4の改正、附則第9条の改正及び別表を削る改正並びに次条第3項の規定
平成19年1月1日
- (4) 第1条中第34条の3第1項、第34条の4、第34条の6及び第34条の7の改正、第34条の8の改正(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分を除く。)、附則第5条第2項及び第3項並びに附則第6条から第7条までの改正、附則第7条の2の次に1条を加える改正、附則第8条及び第16条の4から第20条の3までの改正、附則第21条を削る改正並びに第2条中附則第20条の4第2項、第5項及び第6項の改正並びに次条第2項並びに附則第3条及び第6条の規定
平成19年4月1日
- (5) 第1条中第34条の2及び第36条の2第1項の改正並びに次条第4項及び第5項の規定
平成20年1月1日

(6) 第1条中第34条の8の改正(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。)、附則第7条の2の改正及び第2条中附則第20条の4第3項並びに次条第6項の規定 平成20年4月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)第24条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の3第1項及び第34条の6並びに附則第8条第2項、第17条第1項第17条の2第1項、第17条の3第1項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第19条の3並びに第20条の2第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成18年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第53条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等(新条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、附則第21条第3項の規定は、適用しない。

4 新条例第34条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第34条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

6 新条例第34条の8及び第2条の規定による改正後の三朝町税条例附則第20条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

7 平成18年度分の個人の町民税に限り、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の三朝町税条例(以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。)第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。

8 新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の町民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の町民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の町民税に限り、当該町民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の町民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この項において「合計課税所得金額」という。)が、新条例第34条の6第1号ア又は

第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の町民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第17条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額(同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び新条例附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額(同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、新条例第34条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)を、新条例中所得割に関する部分(新条例第34条の8の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。

- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第34条の3の規定による所得割の額から新条例第34条の6の規定による控除額を控除した金額
 - (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の町民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧条例附則第21条第3項の規定により読み替えられた旧条例第34条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額
- 2 三朝町税条例の一部を改正する条例(平成17年三朝町条例第18号)附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0とする。」とあるのは「0とする。)の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分(新条例第34条の8の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「三朝町税条例の一部を改正する条例(平成17年三朝町条例第18号)附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する町民税の所得割納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から一月を経過した日の前日)までの間に、町長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 町長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
- 5 町長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第34条の8第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の町民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 町長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 7 町長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があつた場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額(以下この項において「特例減額」という。)をした場合にあつては、その旨(第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。)を、特例減額をしない場合にあつては、

その旨を、遅滞なく、通知する。

- 8 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 14 第 1 項の規定は、第 6 項の規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 18 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 17 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 57 条及び第 59 条の規定は、平成 19 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 18 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に新築された旧条例附則第 10 条の 2 第 3 項に規定する貸家住宅については、平成 19 年度分の固定資産税に限り、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第 5 条 平成 18 年 7 月 1 日（次項及び第 3 項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 465 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 92 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第 6 項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）附則第 156 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に町の区域内に営業所の所在する小売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により町たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000 本につき 321 円

(2) 新条例附則第 16 条の 2 第 2 項に規定する紙巻たばこ 1,000 本につき 152 円

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 60 号）別記第 2 号様式による申告書を指定日から起算して 1 月以内に町長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 19 年 1 月 4 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。第 6 項において「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

- 5 第 2 項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 94 条第 2 項、第 98 条第 4 項及び第 5 項並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、新条例第 19 条中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「三朝町税条例の一部を改正する条例（平成 18 年三朝町条例第 号。以下この条例及び第 2 章第 4 節において「平成 18 年改正条例」という。）附則第 5 条第 4 項、」と、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項」

とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 3 項」と、新条例第 94 条第 2 項中「前項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 2 項」と、新条例第 98 条第 4 項中「施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 60 号）別記第 2 号様式」と、同条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 4 項」と、新条例第 101 条第 2 項中「第 98 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 4 項」と読み替えるものとする。

- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

（三朝町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 三朝町税条例の一部を改正する条例（平成 17 年三朝町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（町民税に関する経過措置）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 町は、平成 19 年度分の個人の町民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者の所得割(新条例第 24 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第 34 条の 8 第 1 項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の 3 分の 1 に相当する額を控除するものとす</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（町民税に関する経過措置）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 町は、平成 19 年度分の個人の町民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者の所得割(新条例第 24 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第 34 条の 8 第 1 項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の 3 分の 1 に相当する額を控除するものとす</p>

る。この場合における新条例第 34 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「第 34 条の 3 及び前 2 条」とあるのは、「三朝町税条例の一部を改正する条例(平成 17 年三朝町条例第 18 号)附則第 2 条第 6 項」とする。

7～9 略

る。この場合における新条例第 34 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「第 34 条の 3、第 34 条の 4 及び前条」とあるのは、「三朝町税条例の一部を改正する条例(平成 17 年三朝町条例第 18 号)附則第 2 条第 6 項」とする。

7～9 略